

令和7年度事業計画

I 基本方針

当会は働く人の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与することを目的として、労働条件確保及び安全と健康確保に関する普及啓発事業並びに教育講習事業を、岐阜労働局、岐阜県、労働基準監督署（以下「関係行政機関」という。）の指導の下、地区労働基準協会、労働災害防止団体（以下「関係団体」という。）との連携・協力により実施する。

II 実施事業

1 普及啓発事業

（１）労働災害防止・健康確保に関する普及啓発事業

ア 第14次労働災害防止推進計画が3年目となることを踏まえ、労働災害防止対策を確実に推進するため、安全週間・労働衛生週間説明会、地区安全衛生大会等の労働災害防止・健康確保に関する普及啓発事業を関係行政機関、関係団体と共同で実施する。

イ 岐阜県産業安全衛生大会（安全衛生表彰式）を10月に可児市において開催する。

（２）労働環境の整備に係る普及啓発事業

ア 大幅に引き上げられた最低賃金の周知や賃金引き上げに向けた中小事業場への支援策等の周知を図る。非正規労働者の不合理な待遇差を禁止する同一労働同一賃金の遵守に係る周知を引き続き行う。

建設事業、自動車運転業務、医師については昨年4月から時間外労働上限規制が適用となっているので、引き続き円滑な適用に向けての取組を進める。

本年4月から段階的に施行となる改正育児・介護休業法等について、説明会の開催等による周知を図る。

イ 働き方改革への取組みとして岐阜労働局と共に実施している「新はつらつ職場づくり宣言事業」を推進する。

（ア）会員事業場に対し新はつらつ職場づくり宣言の勧奨、申請受付等を行う。

（イ）新はつらつ職場づくりセミナーを同局と共同開催する。

（３）メンタルヘルスに関する普及啓発事業

関係行政機関、関係団体と連携してメンタルヘルス増進、各種ハラスメント防止等のセミナーを開催する。

2 教育講習事業

令和6年4月から施行となった化学物質管理者や保護具着用管理責任者

の制度について、改めて関係団体等に周知を行い、講習、教育を県下各地で行う。各種作業主任者などの登録講習をはじめ、作業主任者等能力向上教育、職長等安全衛生教育、安全管理者選任時教育等の教育講習事業を関係団体の協力を得て別紙1のとおり県内各地において実施する。

なお、令和4年度から従来の受講申込書による申込方式に加えてWeb（ネット）受付を開始しており、一層の利用勧奨を行う。

3 その他の事業

（1）表彰及び顕彰事業

ア 安全衛生優良事業場に対し、岐阜県労働基準協会連合会長表彰を行う。

イ 新はつらつ職場づくり宣言事業場に対し、登録証及び掲示用額の贈呈を行う。

（2）中央労働災害防止協会（以下「中災防」という。）が行う事業への協力及び共同開催を行う。

ア 第84回全国産業安全衛生大会（9月10日～12日大阪市にて開催）への積極的な参加勧奨を行う。

イ リスクアセスメント実務研修を6月に中災防、関係団体と協力してワークプラザ岐阜にて開催する。

ウ KYT（危険予知訓練）1日研修を9月に中災防、関係団体と協力してワークプラザ岐阜にて開催する。

エ 中小企業無災害記録証授与制度の促進を図る。

オ 中小規模事業場安全衛生相談事業として、安全衛生に係る相談対応を行う。

（3）公益社団法人全国労働基準関係団体連合会（以下「全基連」という。）が行う事業を全基連岐阜県支部として運営開催する。

ア 外国人技能実習制度関係者養成講習を7月に岐阜市において開催する。

イ 建設業の一人親方等に対する安全衛生教育支援事業について、広報や安全衛生技術指導等に努める。

（4）中部安全衛生技術センターが9月に岐阜商工会議所ビルで実施する令和7年度岐阜地区出張特別試験に協力する。

（5）広報誌「濃飛」を、4月、6月、9月、1月に発行する。

（6）各種会議、災害防止大会（別紙2のとおり）に出席する。

4 会議

（1）第1回理事会（決算）を6月に開催する。

（2）令和7年度定時総会及び第2回理事会を6月に開催する。

（3）第3回（予算）理事会を3月に開催する。

（4）地区協会事務局長連絡会議を2月に開催する。